

原告団通信



発行：全国大気汚染公害訴訟原告団（事務局 東京公害患者と家族の会内）

〒112-0012 東京都文京区大塚4-2-11 Tel 03-6912-1656 fax 03-6304-1418



提訴行動

全国大気汚染公害訴訟提訴 7月1日（火）東京地方裁判所に訴状提出 原告団として提訴行動へ

7月1日（火）10時30分東京地裁民事事務室事件係へ15名の原告が名を連ねた訴状を提出しました。10時から地裁前で集会が行なわれ、弁護団長の西村弁護士から、責任裁定の結果を受けました。

裁定が出てから30日以内

裁定が出てから30日以内に提訴しないと裁定結果を受け入れたことになるため、大急ぎで原告団を立ち上げました。**わずか一ヶ月の間に15名の方に委任状を返送していただき**ました。原告は責任裁定の申請人の方が対象でしたが、責任裁定が審理された3年の間に亡くなられた方・高齢のため辞退された方もおられました。

猛暑の中の行動

当日は大変な猛暑日でした。

だが、原告・支援・弁護団の54名が参加しました。



裁判所前の集会

原告団としてスタート

訴状提出後は、原告団として記者会見を開きました。東京・毎日・読売・共同通信・赤旗・時事通信・北海道新聞・NHK等からの取材を受けました。（記事の

NHKニュースの画像



左から神奈川原告 金谷和夫・副団長 浜島稔・原告団事務局長 大島文雄・原告団長 石川牧子・弁護団事務局長 原弁護士・弁護団長 西村弁護士

切り抜きは裏面に掲載）

原告のみなさまへ

これからは原告団通信から裁判についてや、集会等の行動など、必要に応じてお知らせ致します。通信が届きましたら、是非ご一読をお願いいたします。みなさまからのご意見も頂ければ幸いです。

どうかよろしく願いいたします。

「排ガスでぜんそく」提訴

患者、国とメーカー相手に

東京地裁 25.7.2 毎日

は国などの賠償責任を認めなかった。原告団長の石川牧子さん(69)は「裁定に対してあきらめてしまふのは耐えがたい。患者は高齢化しており、人生の残された貴重な時間を使って裁判で訴えたい」と話した。環境省は「訴状が届いていないのでコメントできない」としている。【松本博】

●「排ガスで健康被害」提訴

自動車の排ガスで健康被害を受けたとして、全国のぜんそく患者ら115人が1日、国と自動車メーカー7社を相手取り、1人あたり100万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。

訴状では、メーカーが公害対策の不十分な自動車を大量に製造・販売し、1970年代以降、深刻な大気汚染を生じさせて原告らの健康を害したと主張。国は被害拡大を防ぐ規制を怠ったなどと訴えている。

原告らは公害被害に対する賠償責任の有無などを判断する国の公害等調整委員会に裁定を申請していたが、先月2日に棄却されていた。

25.7.2 読売

1970年代後半からの自動車の排ガスによる大気汚染でぜんそくを発症したとして、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知の5都県の患者115人が1日、国と自動車メーカー7社などを相手取り、1人あたり100万円の賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。同様の請求を認めなかった公害等調整委員会の「責任裁定」を不服として集団提訴した。

訴状によると、患者側は製造・販売を拡大したと主張。国に対しては、排ガスの人体に対する危険性が明らかになっていたのに規制を怠ったと指摘している。一部の患者は、沿道500メートル以内の居住や勤務したことで発症したなどとして首都圏道路も訴えた。

この問題を巡っては患者が国や都などに賠償を求める東京大気汚染訴訟の和解が2007年に成立し、都が患者の自己負担を全額助成する独自制度を始めた。

「排ガスでぜんそく発症」

東京地裁 患者が国・メーカー提訴

自動車の排ガスによる大気汚染でぜんそくを発症したとして、患者115人が発症の責任を明らかにし、

全国一律の医療費助成制度を創設することを求めています。

「排ガスでぜんそく」115人提訴

東京地裁 国と自動車7社に賠償求め

1970年代後半以降、ディーゼル車の排ガスでぜんそくなどを発症したとして、患者115人が1日、国と自動車メーカー7社に1億1500万円の損害賠償を求め、東京地裁に集団

川など1都4県の居住者と通勤していた人。訴状によると、自動車メーカーはディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、製造・販売を増加させた主張。国は排ガスを規制せず、首都高速道路は道路の適切な設備整備を怠ったと訴えた。

発症、増悪させる危険な状況にあったとは認められないうと指摘。ディーゼル車に対する国の排ガス規制は著しく合理性に欠けたとまでは言えないとし、メーカーの製造・販売は不法行為に該当しないと判断した。

大気汚染公害を巡っては、東京都の患者による訴訟をきっかけに、都が医療費助成を開始するなどした。

25.7.2 東京(夕刊)

告団長の石川牧子さん(69)「東京都」は「70年代後半から患者は本当に苦しい思いをしてきた。諦めたら公害はなかったことにされてしまふ」と話しました。

原告代理人の西村隆雄弁護士は、患者たちが高齢化や長年のたたかひに疲れつつ、今回の訴訟は「賠償請求以上に患者の救済制度創設が目的だ」と主張。「国が過去の責任を認めて救済制度を作り、その制度の下で、自動車メーカーに被害責任をとらせることが狙いだ」と訴訟の意義を強調しました。

25.7.3 赤旗